

会議記録

名 称	令和4年度 第1回 中央区子ども・子育て会議	
開催年月日・場所	令和4年7月21日（木） 午後6時30分から 中央区役所8階 大会議室	
出席者	委員	大竹智（会長）、新藤こずえ（職務代理人）、渡邊浩志、大江恵子、高梨明美、松浦綾子、竹谷直史、小野内雄三、伊藤さとみ、白井真紀、吉田昌平、徳堂康彦、太田明実、濱川浩子、箱守由記、田中智彦、渡瀬博俊、生島憲
	区側出席者	福祉保健部子育て支援課長 福祉保健部保育課長 福祉保健部副参事（保育指導・特命担当） 福祉保健部子ども家庭支援センター所長 福祉保健部健康推進課長 福祉保健部子育て支援課計画推進等担当係長 教育委員会事務局庶務課長 教育委員会事務局学務課長 教育委員会事務局指導室長
配布資料	資料1-1 待機児童数の状況等 資料1-2 今後の保育所の開設等に向けた取組 資料1-3 令和4年度学童クラブの利用状況（令和4年4月1日現在） 資料1-4 子どもの居場所「プレディ」利用状況（令和4年4月1日現在） 資料2 主な事業の量の見込みと確保方策（令和3年度分） 資料3-1 第二期中央区子ども・子育て支援事業計画の中間年（令和4年度）の見直しについて 資料3-2 中央区子ども・子育て支援事業計画（令和4年7月見直し（案）） 資料4 確認対象施設の利用定員一覧 資料5 令和3年度巡回指導等実績 資料6 令和3年度第3回中央区子ども・子育て会議（書面開催）質問への回答	
議事の概要	1 開 会 2 新事務局職員紹介 3 議 題 （1）中央区の子育て支援事業の状況について （2）第二期中央区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の管理について ・主な事業の量の見込みと確保方策の進捗状況管理（令和3年度分） （3）第二期中央区子ども・子育て支援事業計画における中間年の見直しについて （4）子ども・子育て支援法に基づく意見聴取 ・令和4年10月開設予定の認可保育所の利用定員について （5）報告事項 ・保育の質の向上に向けた取組等について ・令和3年度第3回中央区子ども・子育て会議（書面開催）質問への回答 ・その他 4 閉 会	

令和4年度第1回中央区子ども・子育て会議 会議録（要旨）

令和4年7月21日（木）

午後6時30分から

中央区役所8階 大会議室

1 開 会

2 新事務局職員紹介

3 議 題

(1) 中央区の子育て支援事業の状況について

事務局から資料1-1、1-2、1-3、1-4について説明が行われた。

委員 資料1-1について、新設保育園に期間限定保育の枠で入園した1歳児はそのまま翌年に進級することができるのか。

保育課長 期間限定保育事業は、新設園において入園者数が少ない5歳児の定員枠を有効活用するために、希望者の多い1歳児に対し1園あたり3人の枠を設けて実施している。

しかし期間限定保育事業は、実施園の翌年の利用を約束するという制度ではないため、保護者には事前に制度の説明をし、ご理解いただいた上で、利用していただくような形をとっている。

委員 進級ができなかった場合は、他の空きがある保育園へどのように入園することができるのか。

保育課長 期間限定保育を利用された方は、翌年度の入園申込みの際に加点をして優先度を高めることになっている。2歳児についても、全く空きがない状況は少なくなっていると認識しており、これを利用してなるべく広く通園可能な範囲で申込みをしていただき、入園が継続できないということがないように相談や丁寧な説明をしながら利用していただくことを考えている。

委員 場所を選ばなければ転園は可能であるということか。

保育課長 周辺の園では空きがあるため、かなり入園はしやすくなっている。

委員 転園した場合は再度慣らし保育が必要となるかと思われるが、保護者が休みの取れない状況である場合に、何か対策はあるのか。

保育課長 慣らし保育については、一定期間は必要であるが、必ずしも決まった日数ではなく、子どもの状況に合わせて保護者と相談し、対応をお願いしている。

委員 資料1-3と1-4について、学童クラブの利用状況については児童館ごとの人数が記載されている一方、プレディの利用状況については実施校ごとではなく地域ごとの人数記載となっているが、理由を伺いたい。

庶務課長 特に理由はないが、例年この形式で説明をしており、なるべく基準を変えないようにという配慮である。

委員 例年の踏襲ということは理解したが、利用状況を把握するためには実施校ごとに記載されている方が、内容がより明確に見えてくるので、今後そのよ

うに記載していただきたい。

庶務課長
委員

検討させていただく。

資料1-1と1-2について、待機児童数がゼロになり、コロナの影響がどれくらいあるのかは分からないが、コロナのトレンドが解消された後も、京橋・日本橋エリアは今後保育所を新設しなくても確保量は足りる試算なのか。

保育課長

推測ではあるが、内定辞退者の中に理由の一つとしてコロナの影響を挙げている方がいることを考えると、影響は少なからずあると思っている。

また、来年4月より待機期間の優遇措置がなくなり、早い時期から入園の申込みをする方も減少している可能性があり、幾つかの要因が重なって待機児童がゼロとなったが、区としては、決して満足しているわけではなく、やはり保留通知は発送している事実があり、その部分については謙虚に受け止めている。今後も保育所の整備を継続していくという方向性は変わらない。

一方で地区ごとの需要については、計画では中央区全体の保育ニーズを把握した上で区内全域で定員を確保していくとしている。今後は、月島や勝どきなどの保育ニーズが高まる地域を中心に整備を行うが、人口推計から、京橋・日本橋地区は、現在確保されている定員で対応できるという推測をして計画を進めている。しかし、まだコロナの影響や人口の動向など不確定要素が多いため、しっかりと見極めながら柔軟な対応をしていきたい。

委員

待機児童数がゼロとなったことは喜ばしいが、定員空数もかなりある中で、園運営として0歳児の定員変更や空き教室の活用など、今後何か新しい施策を考えているのか。

保育課長

先程も申し上げたとおり、様々な要因が相まって待機児童数がゼロとなり、0歳児の定員空数が100名を超えているが、中央区は今後も人口が増加していくことから、0歳児の人数が増えていく可能性もあるため、今すぐに何か対応していくということは考えていない。補完的に期間限定保育や居宅型の待機児童対策事業を設けているが、区としては施設型としてしっかりと定員を確保していくスタンスであるため、補完的なものについては、状況を見ながら定員変更等を検討していく。また、施設型についても、保育需要や定員の空きの状況をしっかりと見ながら、定員の変更について、事業者とも協議をしつつ進めていきたいと考えている。

委員

保育ニーズについて、保育園や幼稚園よりもこども園の人气が非常に高く感じられ、幼稚園ではクラス数が減っているという現状もある中で、区としてはどのように考えているのか。

保育課長

施設の選択の幅を広げるためにこども園の施設を整備してきた。保育所は就労している方の子どもの保育が第1の視点であるが、教育活動や保育内容について、保育園もこども園に劣らず充実しており、積極的に園の特徴や様子などをアピールしていくことが必要である。その上で、それぞれの家庭に合った保育施設を選んでいただければと思っている。

学務課長

公立幼稚園について、ここ2年は園児数が大きく減少している。これについて、いわゆる幼児教育・保育の無償化の影響が多分にあると考えている。

一方で、これまで幼稚園の魅力を知っていくことについて、そこまで力が及んでいなかったため、今年度は動画での案内やリーフレットの作成も行うつつ、今後の幼稚園の運営の在り方についても検討している。

(2) 第二期中央区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の管理について

事務局から資料2について説明が行われた。

(3) 第二期中央区子ども・子育て支援事業計画における中間年の見直しについて

事務局から資料3-1、3-2について説明が行われた。

委員

資料3-2、9ページの学童クラブと11ページのプレディに記載の確保方策の考え方について、両事業が何を以て連携をしているのか、より一体的な運営とは具体的にどのようなものかを教えていただきたい。

また学童クラブの量の見込みについて、実際に利用できずに困っているという声が多い中、今回の見直しで数字が減っているが、これは人口が減っているから減らしているのか。

子ども家庭

支援センター所長

学童クラブとプレディの連携について、プレディにおいても、例えばおやつ提供や預かり時間を夜7時半までにするなど、学童クラブと同じような機能を持ち合わせることで連携を図っている。

一体的な運営について、既に学童クラブとプレディが交流しながら活動しているところがあり、それを計画に明文化した。具体的には、新川児童館と明正小学校プレディのことを指すが、同じ建物の中にあるというメリットを生かして、学童クラブとプレディの子どもたちが学校の体育館で一緒に遊ぶ日を設けたり、児童館のお祭りにプレディの子どもたちに参加してもらうなどの相互交流をしている。今後、このような取組みを推進していきたいと考えている。

学童クラブの量の見込みについて、人口推計を基に算出しており見込み数が減少しているが、実際には申込数が増えたことで学童クラブに入れないうちの子ども数も増加しているという現状は認識している。

委員

学童クラブとプレディの連携について、現状では、おやつ提供時間が異なるなど、どちらも同じような放課後の居場所とはなっていない。新川児童館と明正小学校プレディは同一建物内ということでかなり特殊であり、他所において一体的な運営を進めていくのは難しいと感じる。

一体的な運営について、学童クラブの子どもがプレディに遊びに行くよりも、プレディの子どもが学童クラブ並みの放課後の遊び場を得られるような連携でないと意味がないのではないかと。また、本格的に両者の連携や一体的な運営について考えるのであれば、より具体的に記載するよう検討していただきたい。

学童クラブの量の見込みについて、算出方法は理解できた。しかし、実際には供給が足りていない。また、数年前まで待機児童として保育園に入れないうちの子どもが多かった状況があり、その当時の子どもたちが小学生になった時に、今度は学童クラブやプレディにおいても同じように、待機者になるという状況になりかねないので、対策を取っていただき、今後の計画に反映してもらいたい。

委員

学童クラブとプレディの連携について、例えば築地児童館と京橋築地小学校プレディのように、建物が異なる場所にある場合は、前の説明のような連携は物理的に難しいと感じる。現在の保育園の子どもたちが小学生になったときの対策として、学童クラブのみの施設を作るといったことも検討していただきたい。

子ども家庭
支援センター所長

学童クラブとプレディはそれぞれに特徴があり、利用する子どもや保護者の特性も異なり、それらを踏まえて運営している。プレディにおいて、おやつ提供や預かり時間を午後7時半まで延長することによって、少なくとも保護者の方が働いていて、小学一年生など低学年の児童が家に帰っても誰も家にいなく危険な状態に対応するための放課後の居場所は確保できていると考えて、両者の連携を進めている。

学童クラブの子どもが、プレディの子どもと学校の体育館で一緒に遊ぶことについては、プレディは一度下校をすると再登校ができないという事情を踏まえてのものであり、児童館の職員が引率して学校に登校するなど、ルールの中でできることをやっているということをご理解いただきたい。

また、出生数が年々増加しており、平成28年以降は2,000人を超えている。その子どもたちが小学生になった際の放課後の居場所づくりについて大きな課題と理解している。今年度から、学童クラブのみの民設民営の学童を誘致することとなり、7月11日より事業者の募集を開始した。初めての試みであるため、誘致数は1施設1クラブとし、令和5年4月に開設する方向で進めている。

委員

民設民営学童について、現存する民間学童クラブとの違いは何か。また、利用料金はどうなるのか。保護者負担がどのくらいあるのか。

子ども家庭
支援センター所長

今回誘致する民設民営学童は、1人あたりの面積基準や放課後児童支援員配置基準など、国が定める基準に則したもので、区に届け出る必要がある。現在区内にも民間学童クラブとして、学習塾に預かりをつけるなど様々な例が見受けられるが、届出は1件もないため、本区としては補助制度を創設して国基準を満たす民設民営学童を誘致し、現存の民間学童との差別化を図っていく。利用料金については、事業者の提案制度となっているため、区として設定するものではない。利用料金には、保育サービスのほか、付加サービスの提案も可としている。今後、事業者が決定し、料金等が決定したら報告させていただく。

委員

民設民営学童の誘致は1件だけの予定か。

子ども家庭
支援センター所長

今年度は初めて区として導入するものであるため、1か所のみである。開設後の利用状況や、区民のニーズを踏まえた上で、今後どうしていくか検討していきたい。

委員

民設民営学童を誘致するにあたり、中央区は他区に比べて家賃補助の金額が少ないと思うので、より多くの予算を確保したほうが良いと思う。

子ども家庭
支援センター所長

中央区は地価が高く、学童クラブの運営は採算が難しい事業であると認識しており、これまで中々話が進まなかったが、最近はやりたいという事業者の声が多く挙がってきたので、このような誘致をはじめた。家賃補助の金額については、検討した結果であり、ご理解いただきたい。

委員

民設民営学童の利用料金は、事業者の提案制度であることから、区立学童と比較して高額になるということもあるのか。その場合、区立学童に入れなかった人は、プラスで料金を支払い、民設民営学童を利用するという構造になるのか。

子ども家庭
支援センター所長

民設民営学童の利用料金については、事業者提案ということで、現在区で特に設定していない。おやつ代のみ実費徴収をしている区立学童と比較して費用の負担がある点で差が出るが、オプションで魅力あるプログラムやカリ

キュラムを提供することで納得感の得られる料金設定にしたいと考えている。また、料金の設定については、募集要項にも社会通念上、適正な範囲で設定するよう定めている。既存の区立学童やプレディ、民間学童に、選択肢をもう一つ増やすという意味で、区の補助が入った民設民営学童を新たに設ける。区立学童と民設民営学童は重複して申し込めない設定となっており、区立学童に入れなかった方が民設民営の学童へ行くということではなく、比較をして費用負担に納得感を得た方に申し込んでもらうシステムを考えている。

委員 区立学童と今回誘致する民間学童のすみわけがしっかりされているのは納得した。

より安価で質の高い学童が設けられるとなれば、現状として、有料の認可されていない民間学童を利用している方々が、一気に流れてしまって、学童クラブの定員不足という問題の本質的な解決には繋がらないのではないかと感じる。このようなことも考慮の上、今後民間学童の増設を検討していただきたい。

子ども家庭
支援センター所長 新設の民設民営学童の入会基準は、保護者の就労時間等をポイント制にして選定する区立学童の基準に準じたものとなるため、先着順を採用したり保護者の就労がなくても申し込める既存の民間学童からどの程度の申込みがあるのかは不明確である。

委員 資料3-2、12ページの子どもショートステイについて、協力家庭が1家庭増えると記載されているが、これから需要が増えるということか。

子ども家庭
支援センター所長 現在実施しているのは4家庭で、ニーズがあればどの家庭でも利用することができる。協力家庭は、そこから直接学校に通うことができるというメリットがあり、今回は子どもの数が多い月島地域で新たに1家庭契約いただける家庭があったため、契約をした。

委員 資料3-2、17ページの「子どもほっとライン」について、記載されている虐待の件数以上に、実際は相談できずに苦しんでいる子どもがたくさんいるように感じる。また、児童虐待防止の啓発活動をしていくと記載されているが、具体的にどのようなことをし、どのように地域で子どもを見守っていくと考えているのか。

子ども家庭
支援センター所長 「子どもほっとライン」以外にも、「子どもと子育ての総合相談」に令和3年度は被虐待相談が約400件寄せられている。このような相談があり、対象家庭を特定できた場合は、48時間以内に対象の子どもの安全確認し、保護者に指導をする取り組みを行っている。

啓発活動については、小中学生の保護者にリーフレットを、小中学生本人が被虐待の相談ができるカードを学校で配布している。また、毎年11月を児童虐待防止月間として、警察と協力をして街頭でティッシュを配布する「オレンジリボンキャンペーン」の実施、育児に悩んでいる保護者向けに子育て支援講座や家庭教育学習会なども開催している。

委員 今年度、民生委員で、誰でも気軽に出入り出来、一休みしたりおむつ替えが出来るような子育て支援のための居場所を立ち上げたいと考えている。区には子育てのための居場所づくりに対するサポートを検討していただきたいと思っている。

(4) 子ども・子育て支援法に基づく意見聴取

事務局から資料4について説明が行われた。

(5) 報告事項

事務局から資料5、6について説明が行われた。

4 閉会

委員（区）

委員の皆様には任期期間中の令和2年9月から約2年間にわたり、コロナ禍という厳しい状況の中、毎回積極的に会議に参加していただき心より感謝申し上げます。

会長

以上で、令和4年度第1回中央区子ども・子育て会議を終了する。
本日はお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。